都市計画道路 坂中央線 街路事業に係る事業概要説明資料

1 はじめに

都市計画道路坂中央線(一般県道坂小屋浦線)は、平成13年3月の都市計画決定以降、1工区から整備を進めております。 1工区は、平成ヶ浜地区(坂町役場前)や西側地区(坂みみょう保育園前)などの工事を実施し、一部区間で供用を開始しております。 2工区は、街路事業として国土交通省に事業認可の申請を行い、令和3年10月に事業認可を受けたことから、今後は用地測量や境界立会等に着手し、工事を進めていく予定です。

2 都市計画事業の概要

事業名 :都市計画道路 坂中央線 街路事業

事業区間:平成ヶ浜地区~上条地区

事業延長: L =約1,500m

道路幅員:W=17.Om(一般部)

道路幅員17m 歩道4m 車道9m 歩道4m (2車線) 見 ■新市街地と既成市街地がJRにより分断されています。

・踏切遮断による交通渋滞が発生し、消防や救急活動に支障が生じています。

町道の幅員が狭く、歩行者や車両の円滑な通行が確保できていない状況です。

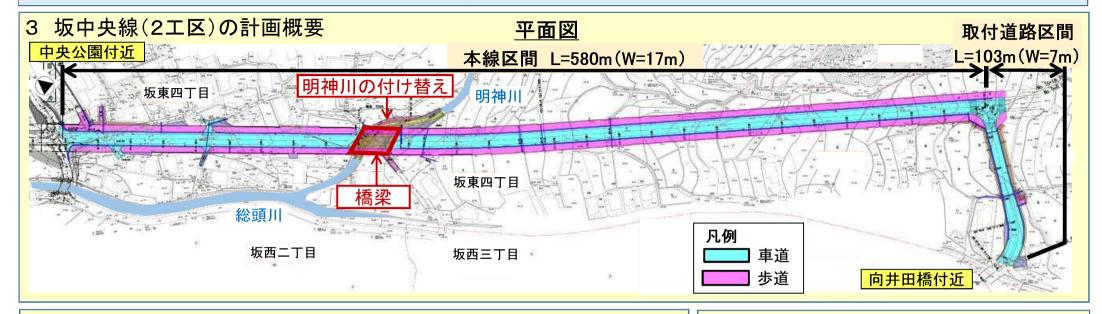
整備効

課題

- ■JRとの立体交差に伴い、地域の交流や連携の促進を図ることが出来ます。
- ・交通渋滞の緩和、緊急時の円滑な活動が可能になります。
- 歩行者や車両が安全に通行できる道路空間が確保できます。



都市計画道路 坂中央線 街路事業に係る事業概要説明資料



4 事業の流れと今後の予定(2工区)

令和3年10月の事業認可を受け、用地測量や境界立会等を進めていきます。

都市計画決定 都市計画事業認可 用地測量·境界立会 物件調査 用地取得·補償 工事 供用開始

… 平成13年3月12日

· · · 令和3年10月11日

- 〇用地測量に際し、土地への立ち 入りをご了承いただきますよう お願いいたします。
- 〇境界立会は、用地取得予定地 の面積を確定するため、土地 境界を現地で確認する作業です。



事業認可期間

令和10年3月31日(※)

※事業進捗に伴い、期間を変更する場合があります

5 都市計画事業認可に伴う土地等の 利用制限等について

事業認可の告示後は、以下のような都市計画法に基づく利用制限等が発生します。

(1)建築等の制限(都市計画法第65条)

事業地内において、事業施行の障害となる 土地の形質変更や建築物の建築等を行う場 合は、広島県の許可が必要となります。

- (2)土地建物等の先買い(都市計画法第67条) 事業地内において、土地建物等を有償で 譲り渡そうとする場合は、事前に広島県へ の届け出が必要となります。
- (3)土地等の収用(都市計画法第70条) 土地収用法が適用されます。